

議事 (3)

事業認可区域に編入した市街化調整区域の
受益者負担金（単位負担金）について



1. 受益者負担金とは

2. 新たな負担区の設定

3. 単位負担金額の算定

4. 今後の予定



1. 受益者負担金とは

受益者負担金とは、都市計画法第75条の規定により、都市計画事業によって利益を受ける方に対して、その利益を受ける限度において、当該事業費の一部を負担していただく制度です。

根拠法令（抜粋）

◆都市計画法

第75条（受益者負担金）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、**当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。**

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては都道府県又は**市町村の条例で定める。**

◆本市の条例

- ・富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- ・富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例



1. 受益者負担金とは

公共下水道が整備された区域では、汚水が衛生的に処理できるようになるなど、未整備区域に比べると利便性や快適性が向上するため、土地の利用価値が上がりますが、利益を受ける方は、下水道が整備された区域の方に限られます。そのため、整備後、

直接利益を受ける方「**受益者**」に、利益を受ける土地の面積に1 m²あたりの単位負担金額を乗じた額「**負担金**」を納めていただく ⇒ 「**受益者負担金**」

受益者は

土地の所有者または家屋の所有者 もしくは、権利の継承者

負担金額は

1 m²あたりの単位負担金額 × 面積 (m²)

1. 受益者負担金とは

●負担金の額の設定における基本的な考え方

【都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について（昭和44年9月1日付建設省都市局長通達）】において、「**負担率は、事業費の5分の1以上、3分の1以下の範囲内において定めること**」とされており、本市では、整備費から国庫補助金を除いた事業費の**4分の1**程度の負担となるよう設定しています。

受益者負担金に関する通達等（抜粋）

◆下水道事業受益者負担金制度の活用について（昭和40年3月17日付建設省都市局長通知）

下水道整備事業については、その受益者が明確であるので、その費用の一部を受益者に負担させることは事業の推進上適当と考える。

◆都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について（昭和44年9月1日付建設省都市局長通達）

- 1 負担率は、事業費の5分の1以上3分の1以下の範囲内において定めること。
- 2 受益者負担金の対象とする事業は、原則として公共下水道に係る都市計画下水道事業のすべてとし、過年度の事業又は終末処理場、ポンプ場、遮集管渠等に係る事業を適用除外しないことが適当であること。
- 3 受益者負担金の徴収は、3年ないし5年に分割して行うことが適当であること。
- 4 延滞金は、都市計画法第75条第4項においてその上限が年14.5%と定められていること。

2. 新たな負担区の設定

●負担区

本市の富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業においては、現在、第1から第4までの4負担区があります。

根拠法令（抜粋）

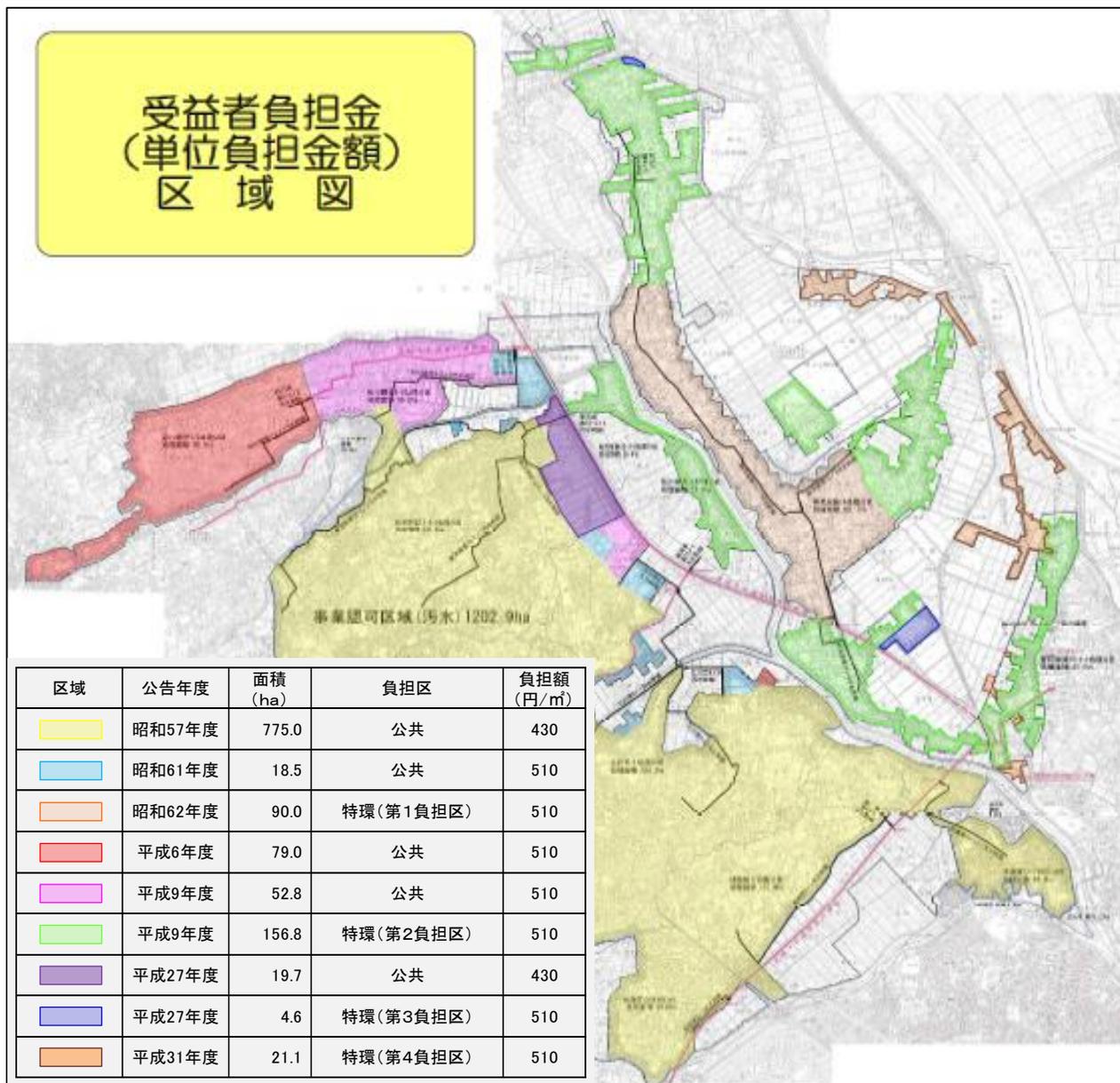
●富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例

第3条

（負担区及び単位負担金額）

市長は、排水区域を土地その他状況に応じて**2以上の負担区に区分**することができる。

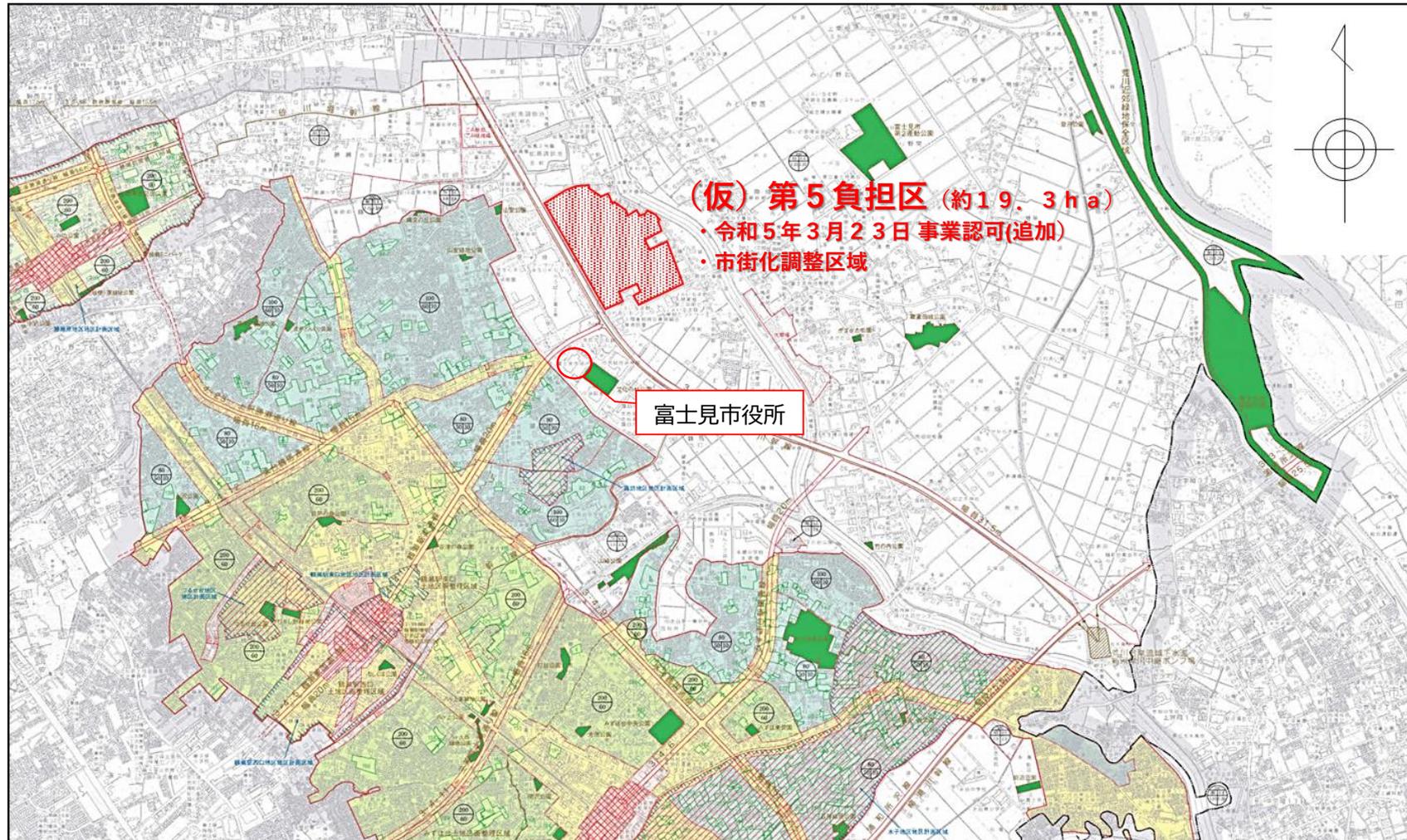
2 前項による負担区の名称、区域、面積及び単位負担金額は、別表の定めるところによる。



2. 新たな負担区の設定

●負担区の新設

令和4年度（令和5年3月）に下水道事業の認可区域を拡大した、大字上南畑の一部に位置する19.3haの市街化調整区域です。



2. 新たな負担区の設定

- 設定する負担区の名称及び単位負担金額（案）

名称：**第5負担区**

単位負担金額（1㎡あたり）：**510円**

現在、埼玉県企業局と本市の共同事業として、「**産業団地**」の整備が進められていることから、負担区の設定が必要となりました。



3. 単位負担金額の算定

- 単位負担金額とは

単位負担金額は、負担区ごとに設定された土地 1 m²あたりの負担額です。

単位負担金額に受益者が権利を有する土地の面積を乗じた金額が、個々の受益者に負担していただく金額となります。

受益者が負担する額

$$1 \text{ m}^2 \text{あたりの単位負担金額} \times \text{面積 (m}^2\text{)}$$

◇ 計算例 単位負担金額が 510 円、土地面積が 180 m²の場合

$$\underline{510 \text{円} \times 180 \text{m}^2 = 91,800 \text{円}}$$

- 単位負担金額の算定方法

以下の計算式により算出します。

単位負担金額 (1 m²あたり)

$$\text{総事業費} \times \text{負担率} \div \text{面積 (m}^2\text{)}$$

3. 単位負担金額の算定

●第5負担区の単位負担金額

追加する負担区における単位負担金額の算定にあたり、総事業費及び面積を排水の合流先である第2負担区と合算するものとします。

単位負担金額（1㎡あたり）

◆総事業費（委託料、工事請負費、補償費、事務費）

第2負担区 3,252,100千円 + 第5負担区 185,361千円 = 3,437,461千円

◆負担率 1 / 4

◆面積 第2負担区 156.8ha + 第5負担区 19.3ha = 176.1ha

単位負担金額 = $3,437,461 \text{千円} \times 1/4 \div 1,761,000 \text{m}^2 \doteq 488 \text{円}$

●単位負担金額の調整

上記の方法により、単位負担金額を算定すると、488円となりますが、すでに設定している第1から第4負担区との均衡を図るため、第5負担区の単位負担金額を調整し、510円とします。

4. 今後の予定

